

南海トラフ地震対策

(目的)

第 1 条

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 条

南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行うものの組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成を※別表第1のとおり指定する。（※又は自衛消防組織に準ずる）

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第 3 条

隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - 四 従業員・利用者を集合させ【 _____ 】に避難させること。
 - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第 4 条

南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第 5 条

情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

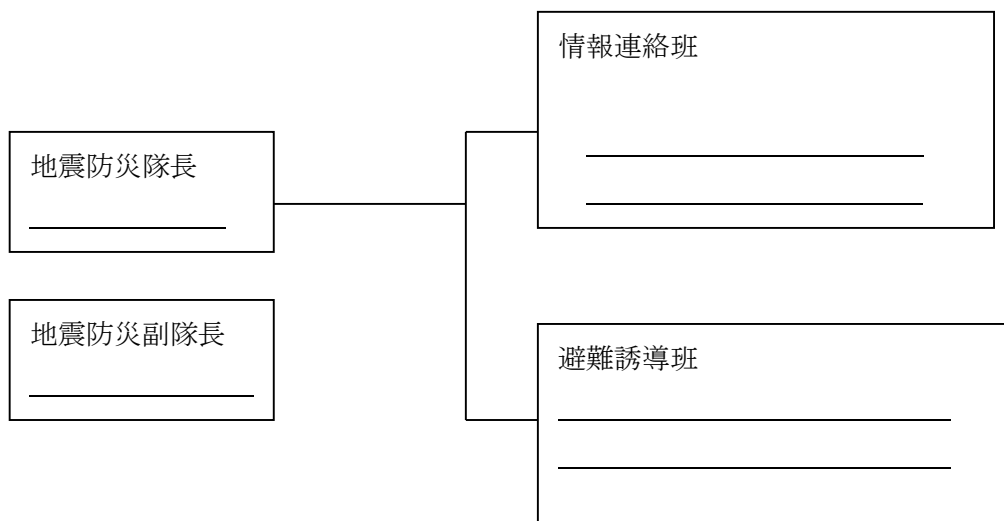
- 一 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等、防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめいくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

- ※1 事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば追加規定すること。
- ※2 本文中【 】については、当該計画に基づき適切な用語を記述すること。
- ※3 この例にある組織等を規定するうえで、地震発生時の応急対応を考えると、なるべく既存計画に定める組織を用いた方が望ましい。

別表第1

地震防災隊組織表



別図第1

地震・津波に関する避難経路図（※①は前記消防計画の避難経路図に準ずる形でも良い）

① 建物まわりの避難経路図 （駐車場や広場等へ）

及び

② 津波避難場所へ避難経路図 の添付